

第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(うち人口ビジョン部分)

(案)

作成途中

瑞穂市

目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1. 国の動向	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 本計画における「人口ビジョン」について	1
第2章 瑞穂市の現状	2
1. 人口の動向	2
(1) 人口の推移	2
(2) 年齢3区分別人口の推移	3
(3) 5歳階級別人口比の構成	4
(4) 自然増減、社会増減の推移	5
(5) 転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）	6
(6) 通勤・通学の状況	8
2. 出生の動向	9
(1) 出生率について	9
(2) 婚姻の状況	11
3. 産業について	13
4. 外国人の人口動向	16
5. 現状分析のまとめ	17
第3章 人口の将来展望	18
1. 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計	18
2. 前計画における将来人口シミュレーション	21
3. 本計画における将来人口シミュレーション	22
4. 人口の将来展望の設定	23

第1章 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

我が国の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和6（2024）年3月1日現在で約1億2,400万人となっています。また、高齢者人口は約3,623万人、総人口に占める割合は29.2%となっています。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和7（2025）年には国民の6人に1人が後期高齢者になると予測されています。一方、出生数は平成27（2015）年まで100万人を維持してきましたが、以降は100万人割れの年が続いており、令和5（2023）年の出生数は約73万人となっています。

人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに、内需を縮小させる要因となるため、将来的な経済の低迷や国力の衰退につながることを懸念されます。また、地方の人口減少と少子高齢化は着実に進行する一方で、首都圏や一部の大都市圏では人口が増加する等、大都市と地方における経済格差に加え人口格差も問題となってきています。

国においては、このような状況に歯止めをかけるとともに地方創生を促すため、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。そして、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26（2014）年12月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても「地方人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

2. 計画策定の趣旨

本市においては、これまで「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「前計画」という。）を策定し、地域特性や実情に応じた対策と持続可能なまちづくりに取り組んできましたが、前計画の期間が令和6（2024）年度で終了することから、「第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3. 本計画における「人口ビジョン」について

「人口ビジョン」（本計画の第2章～第3章が該当）は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「総合戦略」（本計画の第4章～第6章が該当）を効果的に展開するため、今後予想される人口の変化やその影響及び課題を分析し、本市の人口の展望と今後目指すべき将来の方向を示すものです。

なお、令和2（2020）年3月策定の前計画では、「人口ビジョン」の対象期間を令和27（2045）年までとしていますが、本計画においては令和32（2050）年までを対象期間とすることが妥当と判断し、今後の中長期的な人口の変化等を検討することとします。

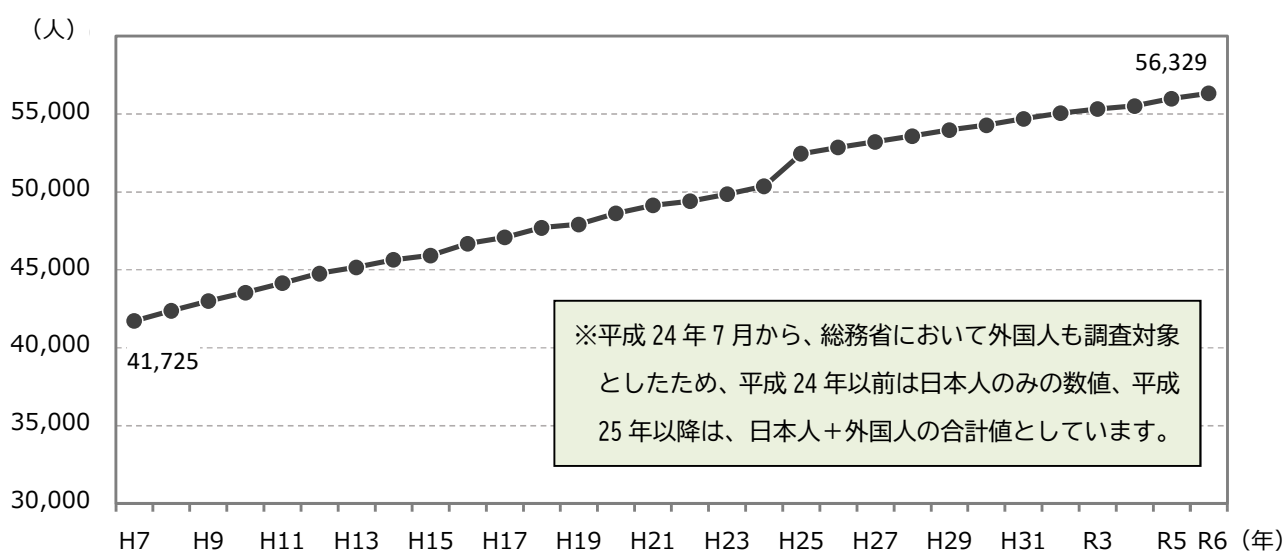
第2章 瑞穂市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移

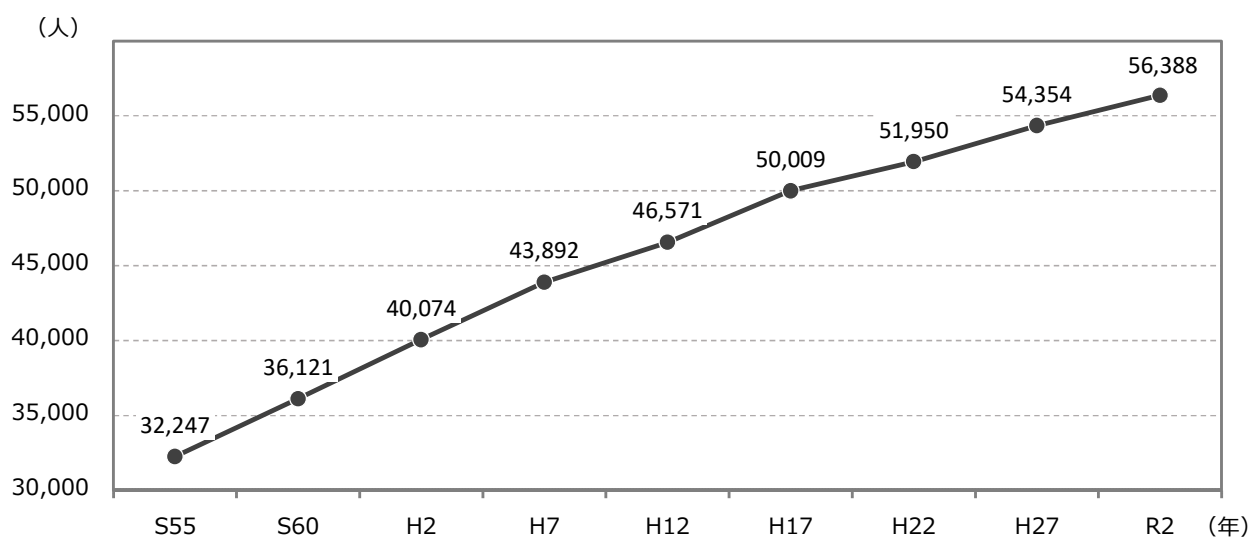
本市の人口は増加傾向にあり、令和6（2024）年1月1日時点（住民基本台帳／総務省）では56,329人となっています。

◆人口の推移（住民基本台帳）◆



資料：住民基本台帳（総務省）

◆人口の推移（国勢調査）◆



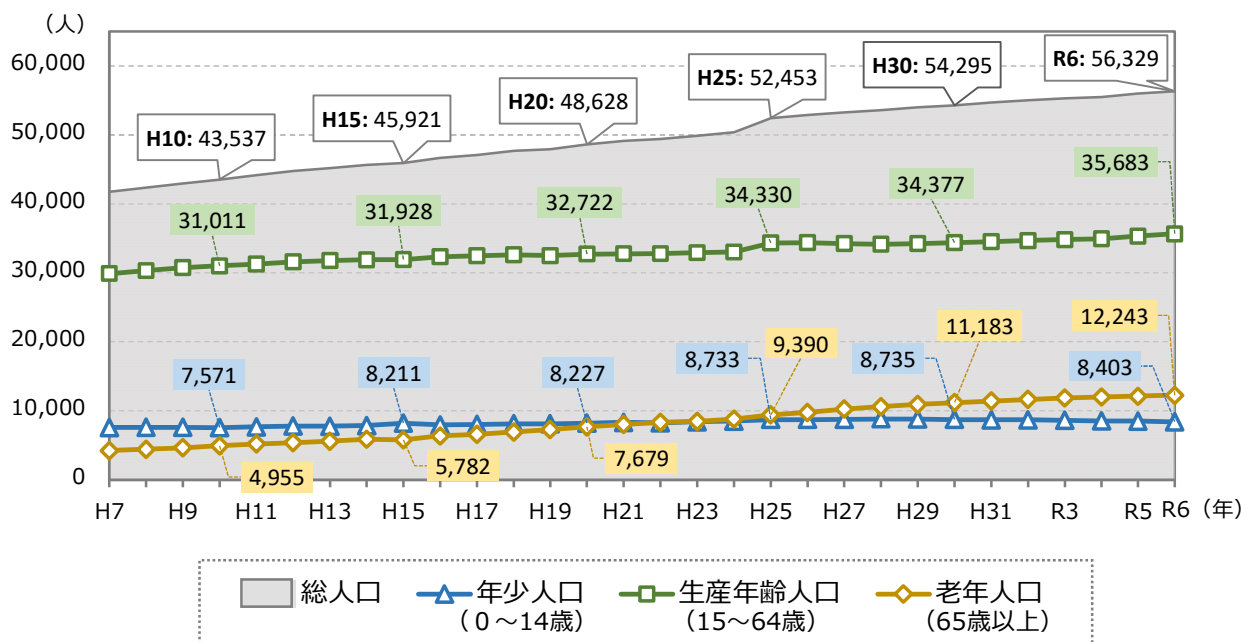
資料：国勢調査（総務省）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口の推移を見ると、近年、年少人口（15歳未満）は減少、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）と老年人口（65歳以上）は増加しています。

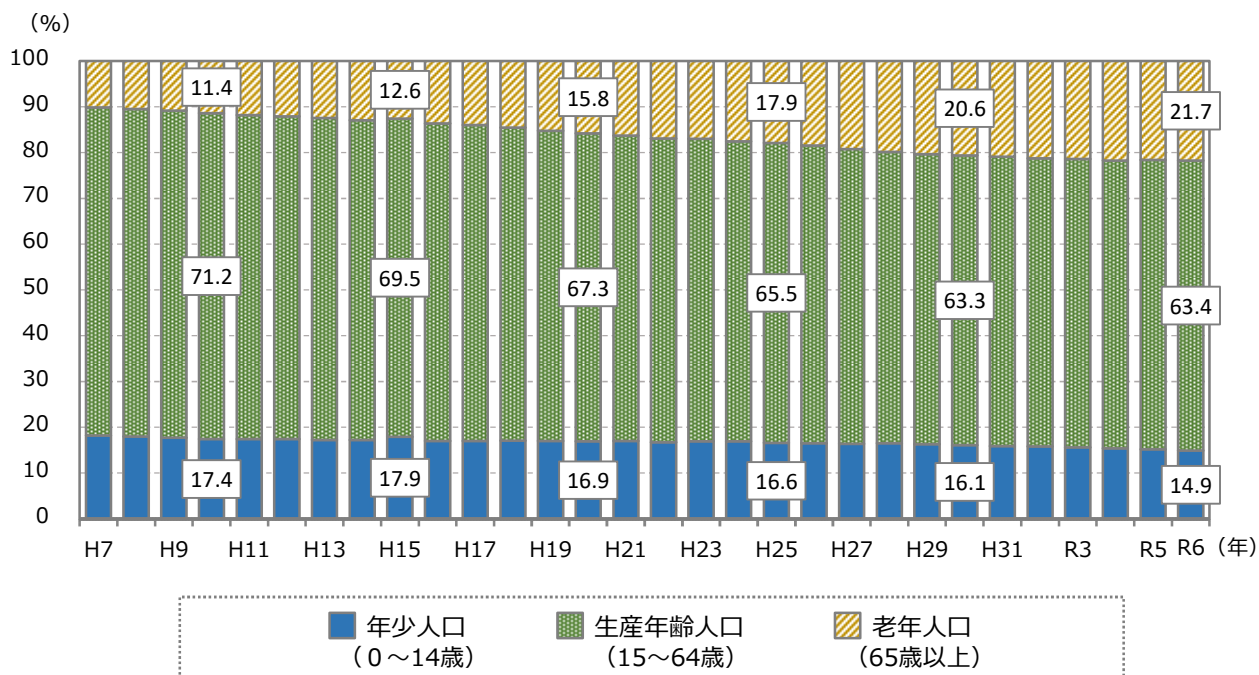
また、年齢3区分別の人口割合の推移を見ると、年少人口（15歳未満）の割合は減少が続いており、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）の割合は横ばい、老年人口（65歳以上）の割合は増加が続いています。

◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆年齢3区分別の人口割合の推移◆

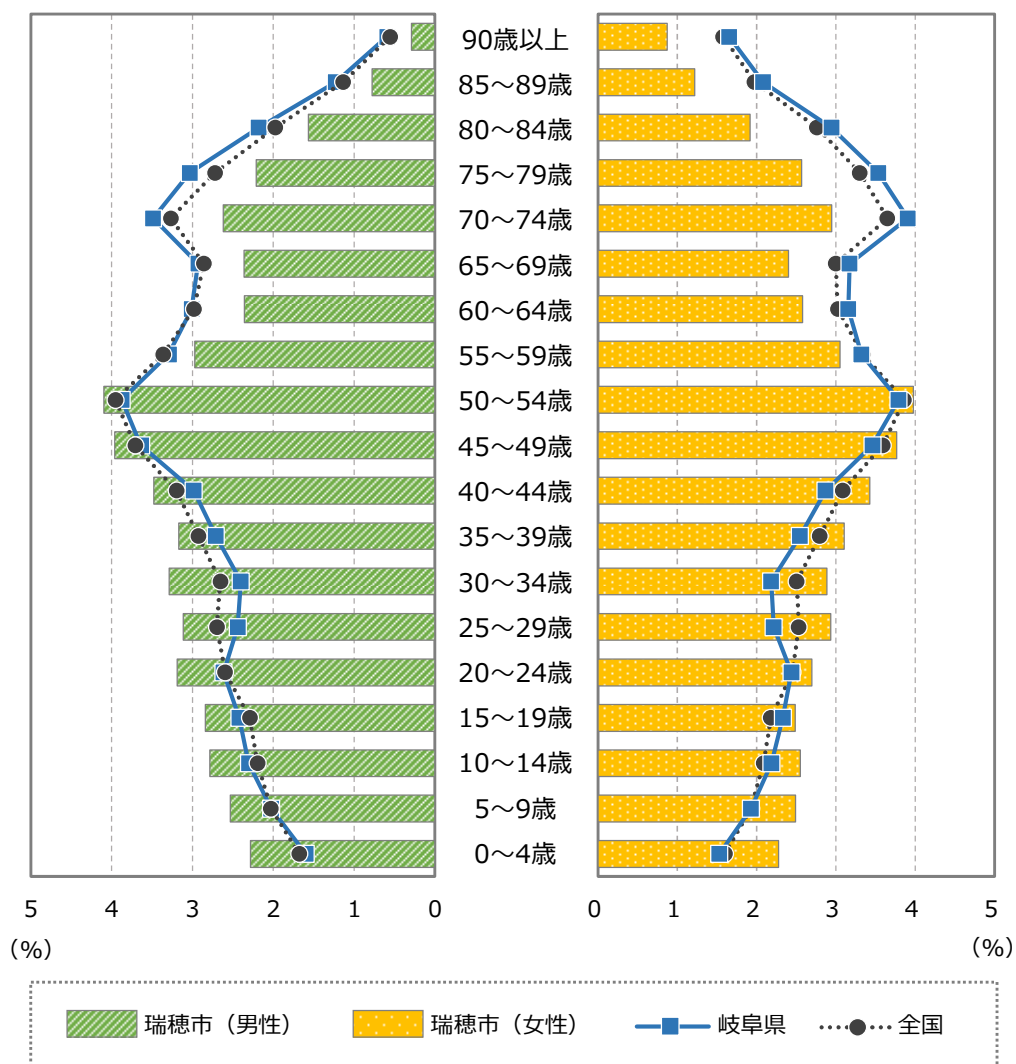


資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

(3) 5歳階級別人口比の構成

5歳階級別人口比の構成を見ると、全国及び県と比べて、男女ともに55歳以上の割合が低く、54歳以下の割合は高くなっています。

◆ 5歳階級別人口比の構成 ◆



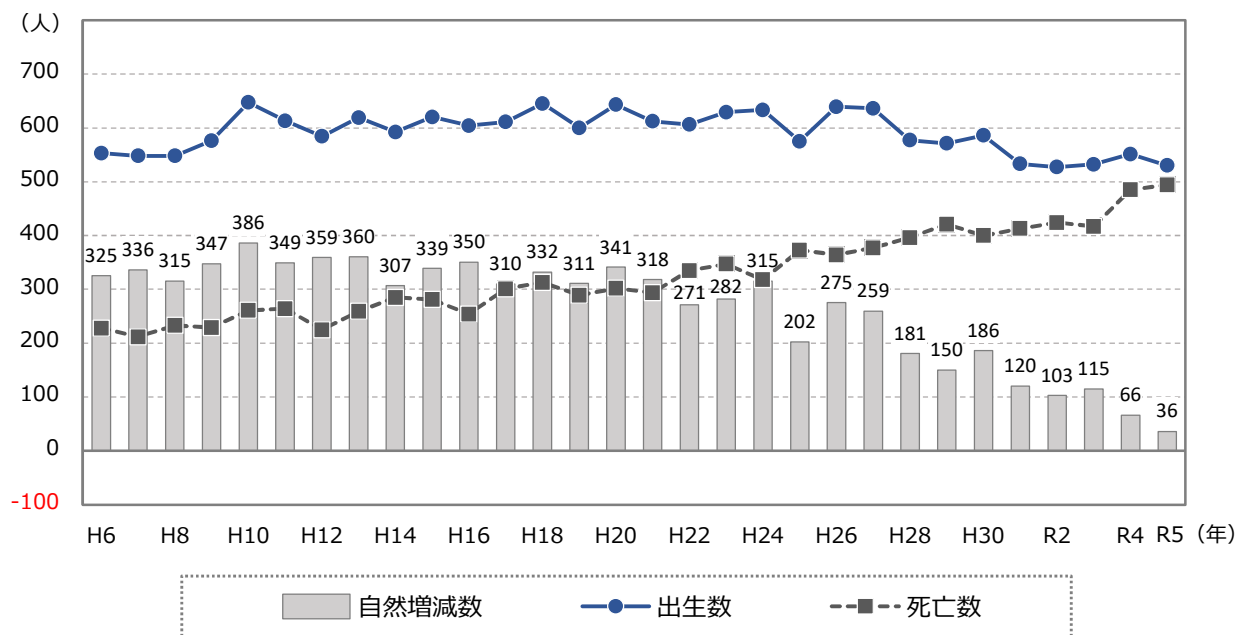
資料：住民基本台帳（総務省）※令和6年1月1日時点

(4) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、自然増で推移していますが、高齢化による死亡数の増加の影響により、近年の自然増の推移は縮小傾向にあります。

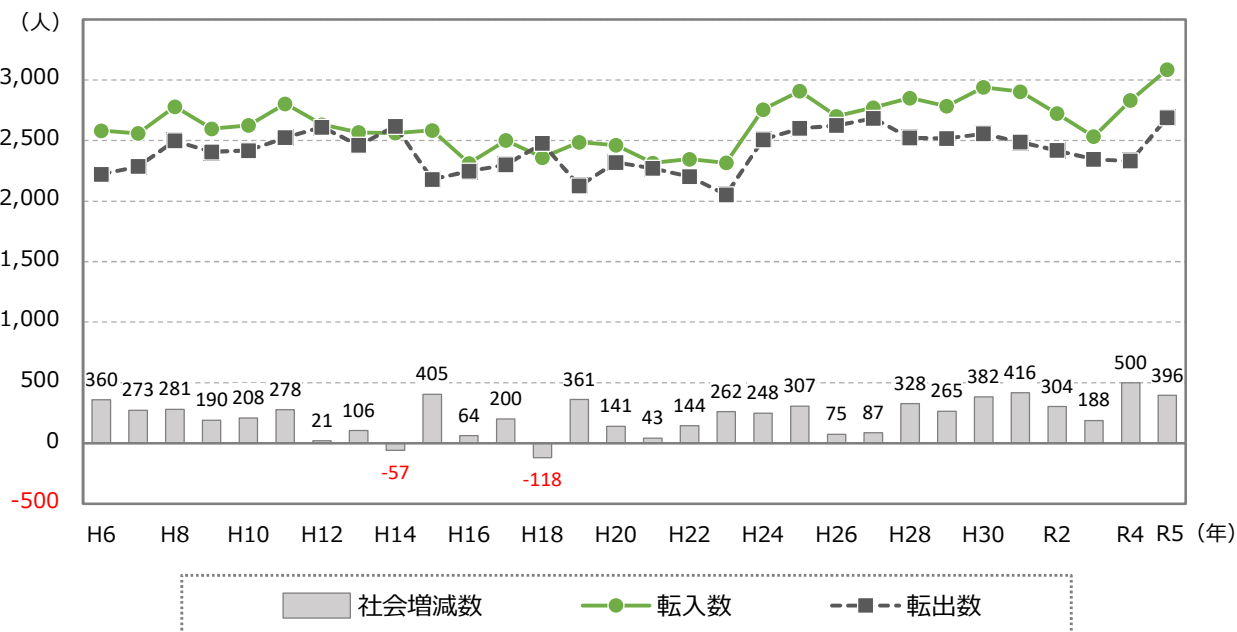
また、社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、平成 14（2002）年と平成 18（2006）年を除いて社会増で推移しています。

◆自然増減の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H 6～H24 は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、H25 以降は各年 1 月 1 日～12 月 31 日

◆社会増減の推移◆

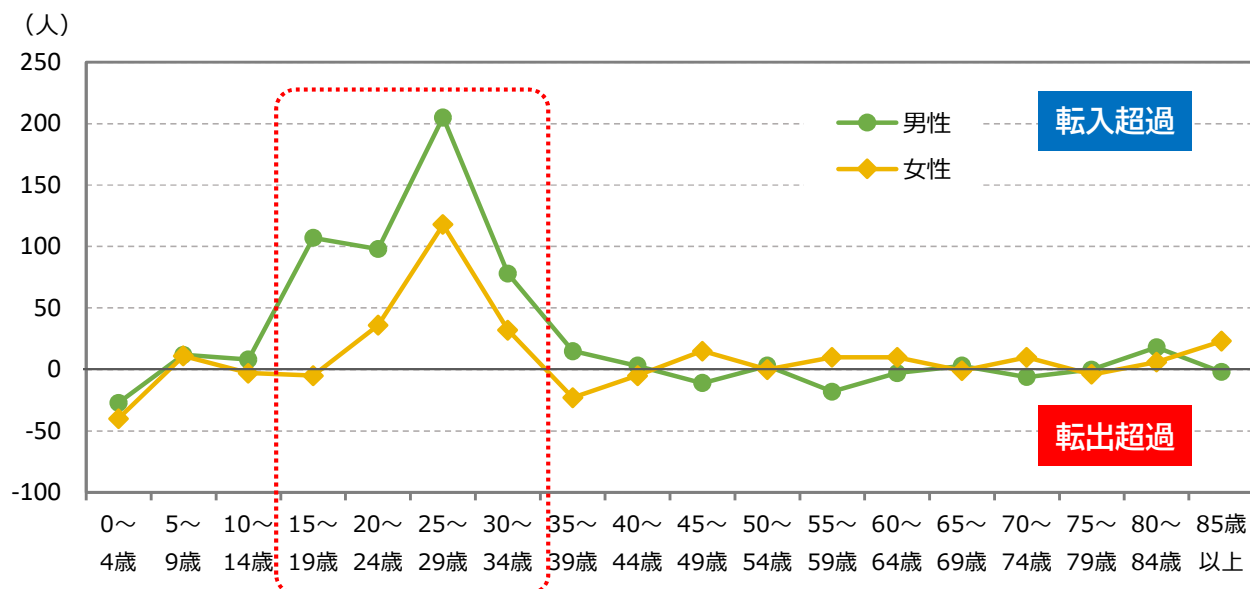


資料：住民基本台帳（総務省）※H 6～H24 は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、H25 以降は各年 1 月 1 日～12 月 31 日

(5) 転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）

転入・転出超過数（令和3年～令和5年の累計）を見ると、男性では、特に15～34歳、女性では特に20～34歳で転入超過となっています。

◆転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和3年～令和5年の累計】◆



(単位：人)

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	264	244	508	291	284	575	△27	△40	△67
5～9歳	86	79	165	74	68	142	12	11	23
10～14歳	40	41	81	32	44	76	8	△3	5
15～19歳	286	133	419	179	138	317	107	△5	102
20～24歳	789	639	1,428	691	603	1,294	98	36	134
25～29歳	957	870	1,827	752	752	1,504	205	118	323
30～34歳	622	502	1,124	544	470	1,014	78	32	110
35～39歳	323	237	560	308	260	568	15	△23	△8
40～44歳	212	160	372	209	165	374	3	△5	△2
45～49歳	158	141	299	169	126	295	△11	15	4
50～54歳	118	122	240	115	122	237	3	0	3
55～59歳	65	74	139	83	64	147	△18	10	△8
60～64歳	57	45	102	60	35	95	△3	10	7
65～69歳	37	34	71	34	35	69	3	△1	2
70～74歳	26	32	58	32	22	54	△6	10	4
75～79歳	20	25	45	20	29	49	0	△4	△4
80～84歳	22	28	50	4	22	26	18	6	24
85歳以上	13	54	67	15	31	46	△2	23	21
計	4,095	3,460	7,555	3,612	3,270	6,882	483	190	673

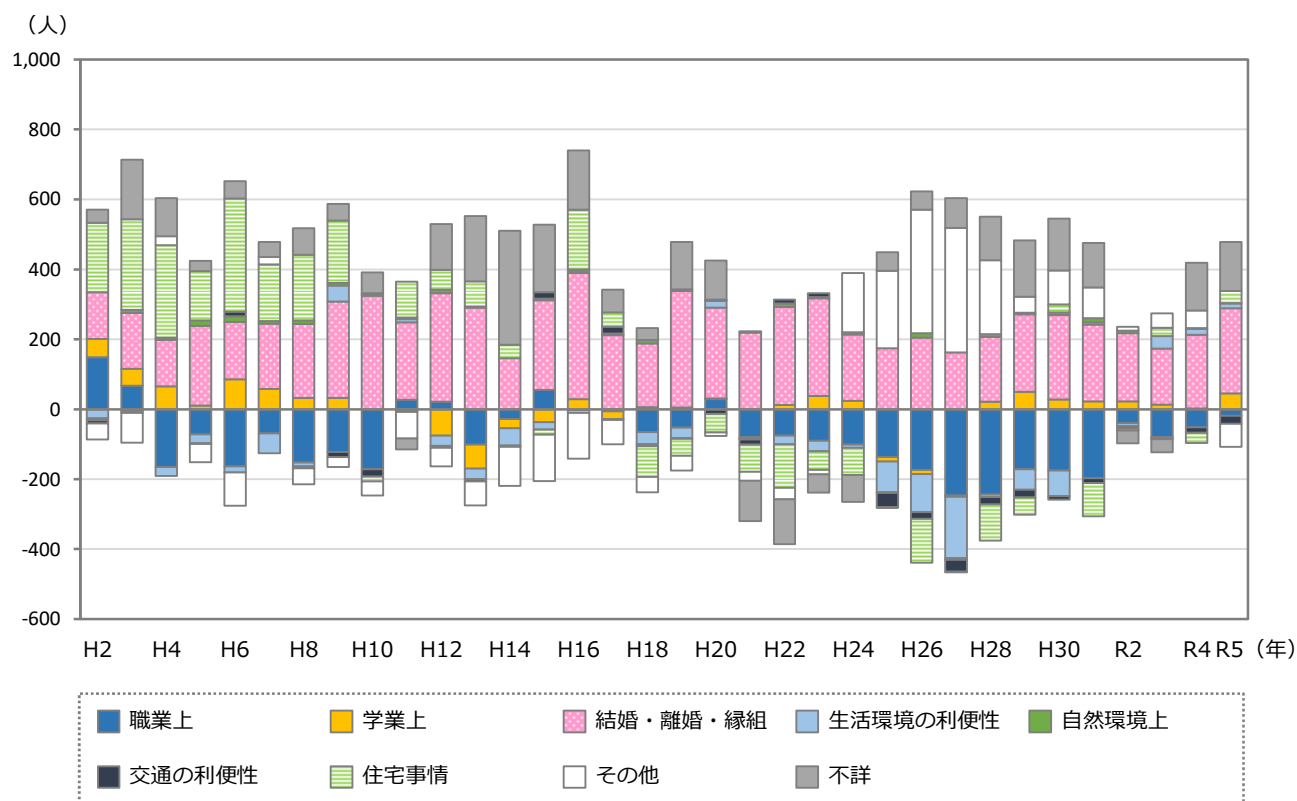
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）※令和3年～令和5年の累計

※転入者数に国外からの転入者数は含まれない。また、転出者数に国外への転出者数は含まれない。

転入超過の要因を見ると、グラフで示した平成2（1990）年以降、「結婚・離婚・縁組」が多くの割合を占めています。また、「住宅事情」を理由とする転入超過については、平成2（1990）年～平成17（2005）年まで一定の割合が見られましたが、平成18（2006）年～平成29（2017）年までは転入超過の要因にはなりませんでしたが、平成30（2018）年以降は再び転入超過の要因となっている年も見られます。

また、転出超過の要因を見ると、「職業上」や「住宅事情」等が要因として挙げられます。

◆社会動態の推移（要因別）◆



資料：「岐阜県・市町村の現状」

(6) 通勤・通学の状況

15歳以上の就業者・通学者の状況を見ると、本市における県外市区町村との流出入の差は△2,759人、県内他市町との流出入の差は△7,442人となっています。

また、県内他市町との流出入の差が最も大きいのは「岐阜市」(△3,780人)であり、次いで、「大垣市」(△1,987人)、「本巣市」(△571人)の順となっています。本市の状況として、都市近郊のベッドタウンの要素も強いことが伺えます。

◆15歳以上の就業者・通学者の状況◆

(単位：人)

	流出	流入	差
県外	3,548	789	△2,759
県内	16,323	8,881	△7,442
岐阜市	6,719	2,939	△3,780
大垣市	3,464	1,477	△1,987
多治見市	28	15	△13
関市	128	100	△28
羽島市	534	359	△175
美濃加茂市	44	27	△17
各務原市	512	254	△258
可児市	24	27	3
山県市	65	110	45
本巣市	1,449	878	△571
海津市	177	66	△111
岐南町	230	106	△124
笠松町	155	75	△80
養老町	159	114	△45
垂井町	218	140	△78
関ヶ原町	41	31	△10
神戸町	341	263	△78
輪之内町	151	67	△84
安八町	327	293	△34
揖斐川町	275	168	△107
大野町	345	384	39
池田町	265	239	△26
北方町	564	675	111
その他	108	74	△34

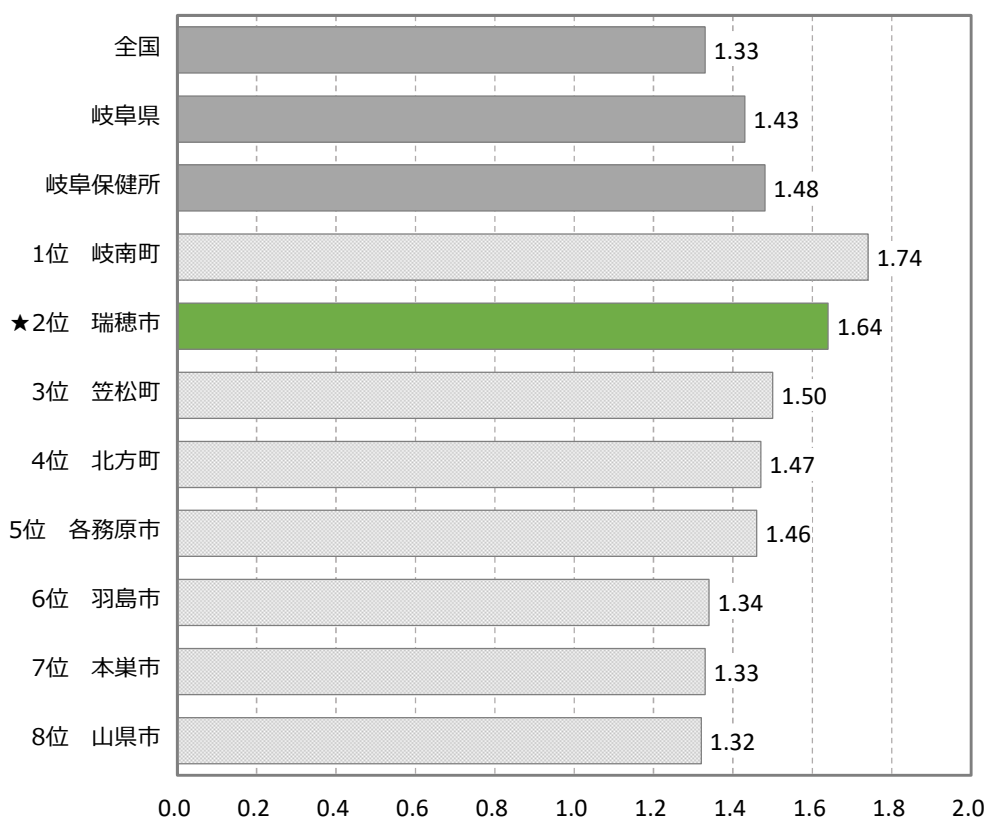
資料：国勢調査（総務省）※令和2年

2. 出生の動向

(1) 出生率について

合計特殊出生率（ベイズ推定値）を見ると、全国及び県よりも高く、岐阜保健所管内の市町村（グラフに示す5市3町）と比べて2番目に高くなっています。（県内においても高山市と同率で2番目に高い）

◆合計特殊出生率（ベイズ推定値）◆



資料：人口動態統計特殊報告（総務省）※平成30年～令和4年の値

◆合計特殊出生率とは？

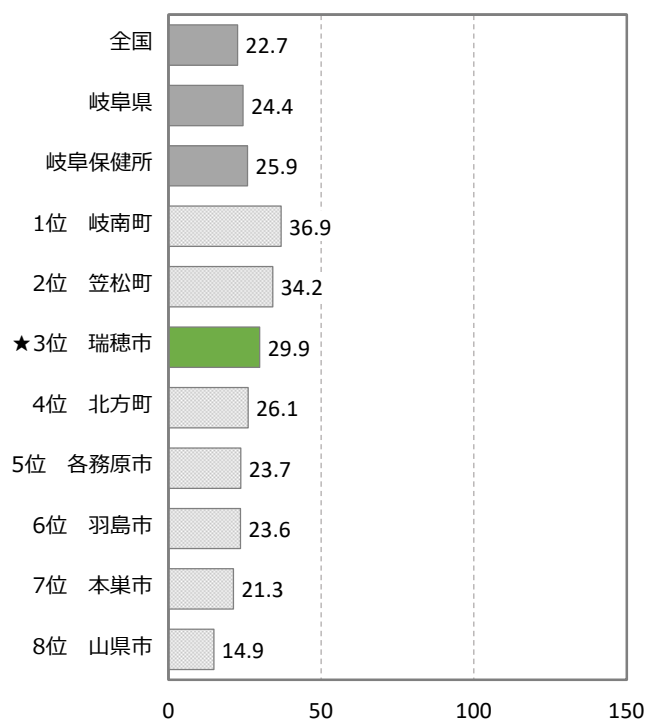
女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

◆ベイズ推定値とは？

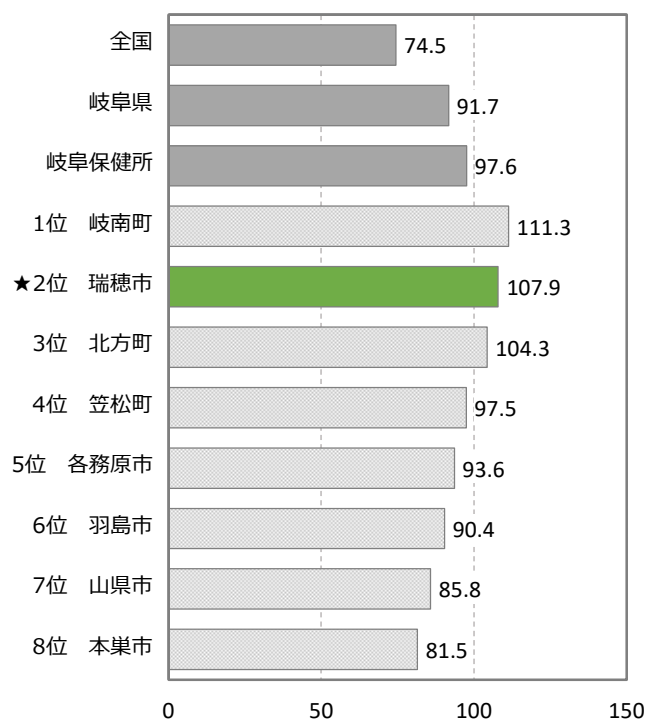
市町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうるより安定性の高い指標を求めるため、ベイズ統計学の手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた推定値。

年齢階級別出生率（女性人口千対）を見ると、すべての年齢層において全国及び県よりも高くなっています。

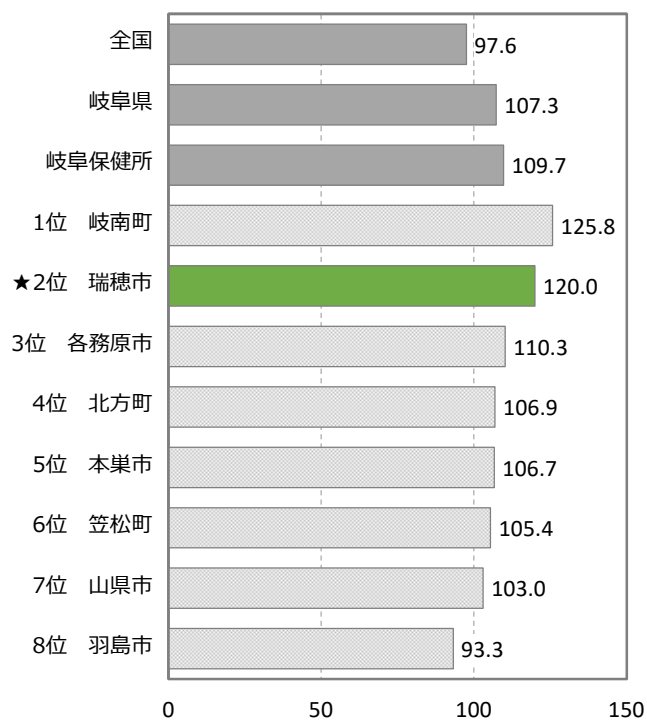
■ 年齢階級別出生率（20～24 歳）



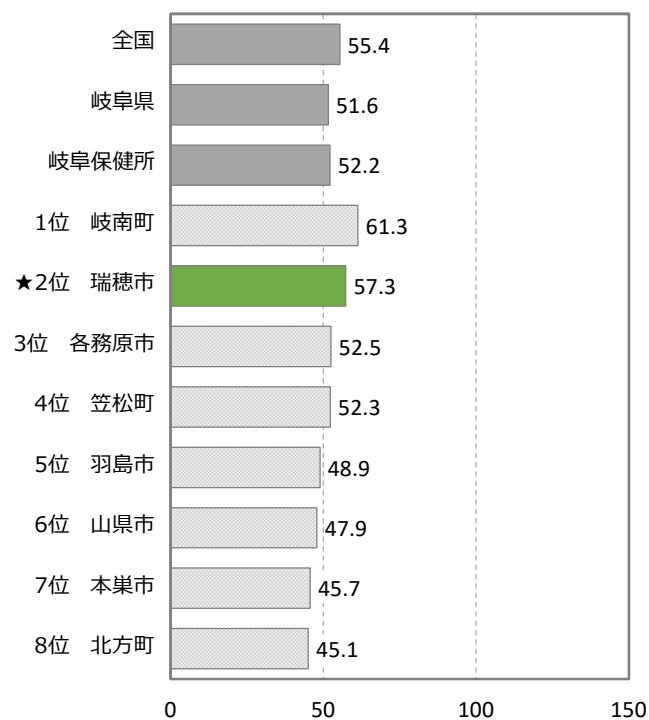
■ 年齢階級別出生率（25～29 歳）



■ 年齢階級別出生率（30～34 歳）



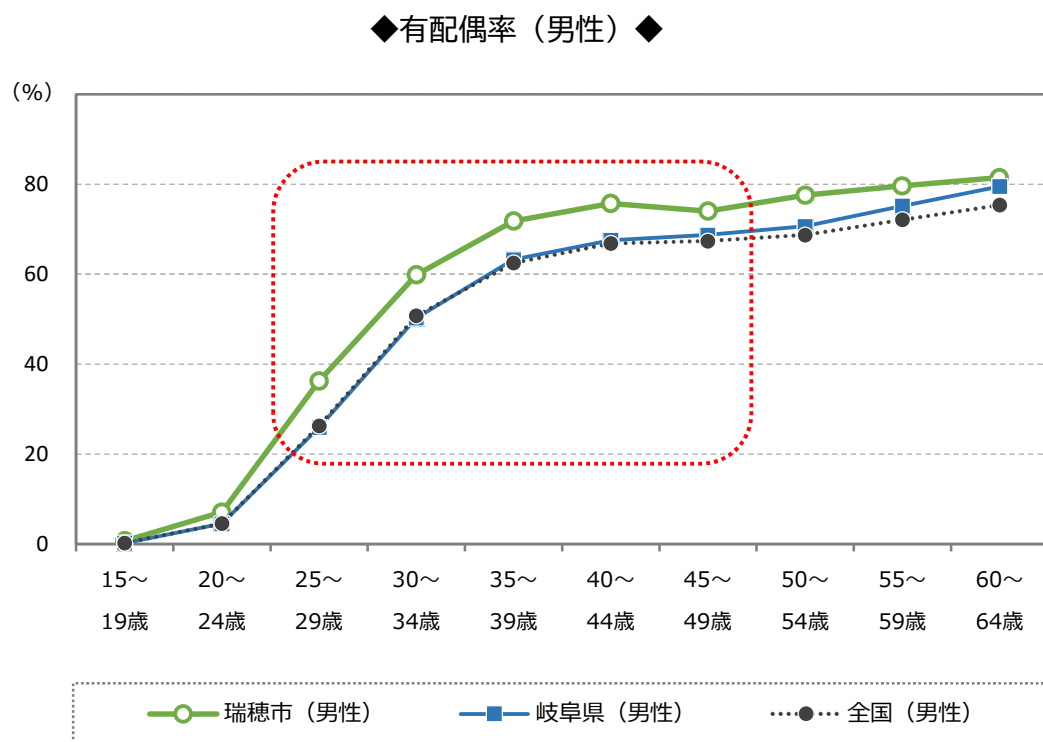
■ 年齢階級別出生率（35～39 歳）



資料：人口動態統計特殊報告（総務省）※平成30年～令和4年／年齢階級別出生率（女性人口千対）

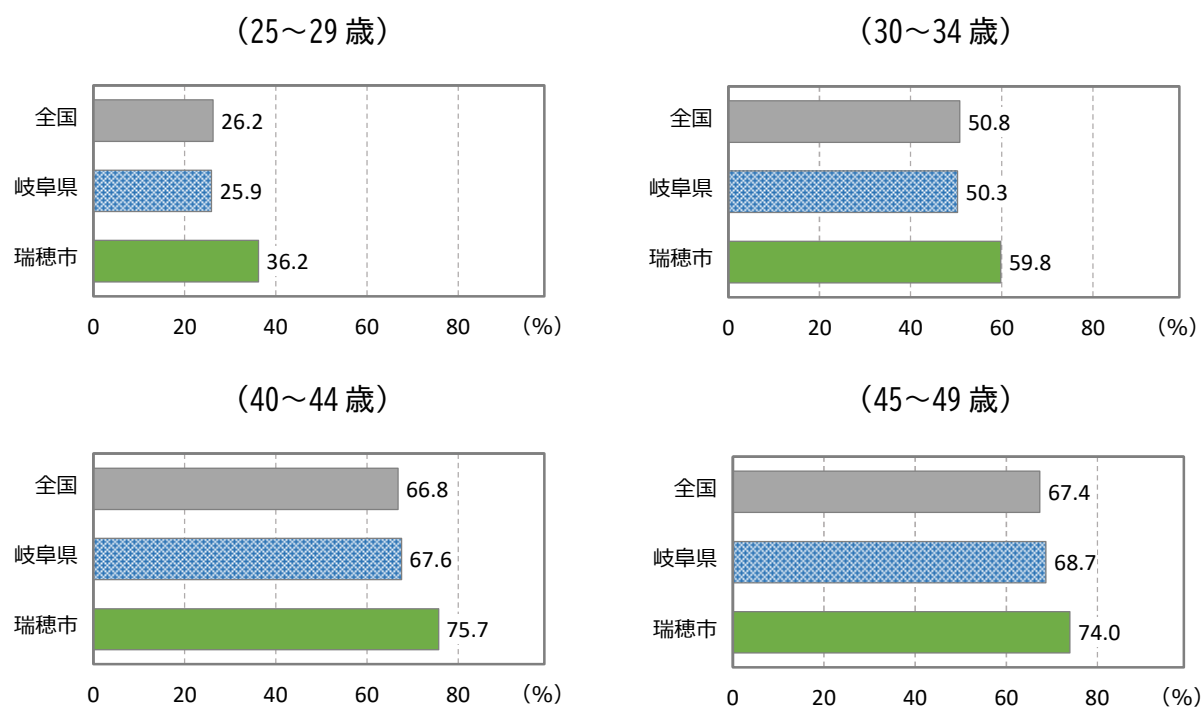
(2) 婚姻の状況

婚姻の状況を有配偶率で見ると、子育ての中心世代（25～49 歳）では、全国及び県と比べて、男女ともに有配偶率が高くなっています。

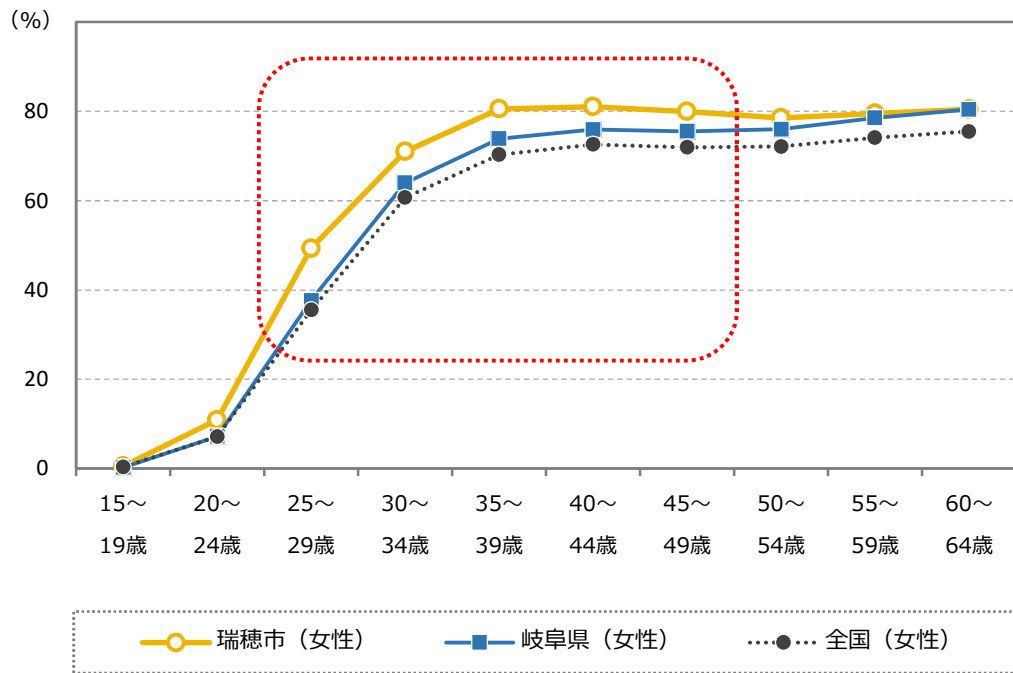


資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆年齢階級別有配偶率（男性）◆



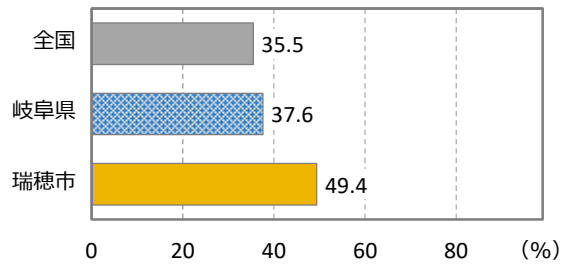
◆有配偶率（女性）◆



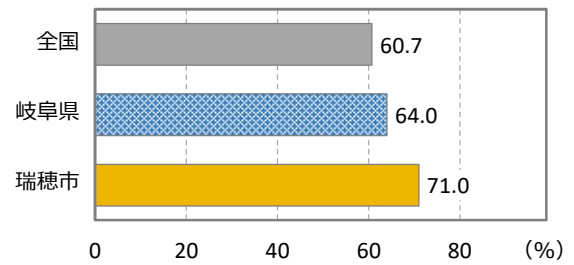
資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆年齢階級別有配偶率（女性）◆

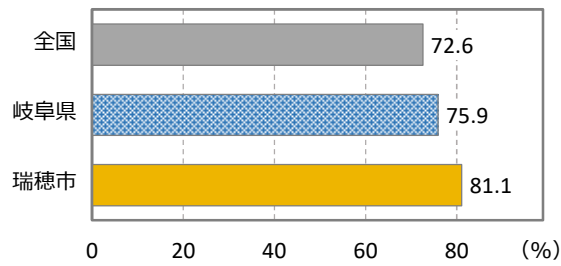
(25～29 歳)



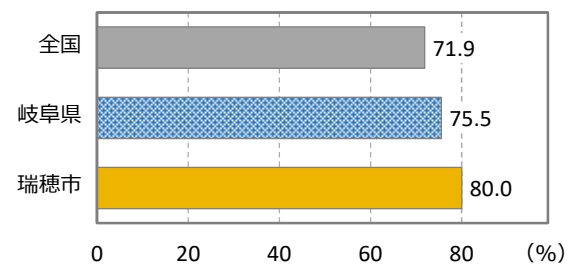
(30～34 歳)



(40～44 歳)



(45～49 歳)

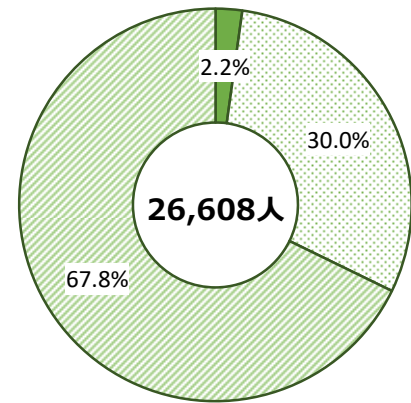


3. 産業について

産業別就業人口を見ると、第3次産業従事者が最も多く、第1次産業は少なくなっています。

男女別産業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「建設業」の順となっており、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「製造業」の順となっています。

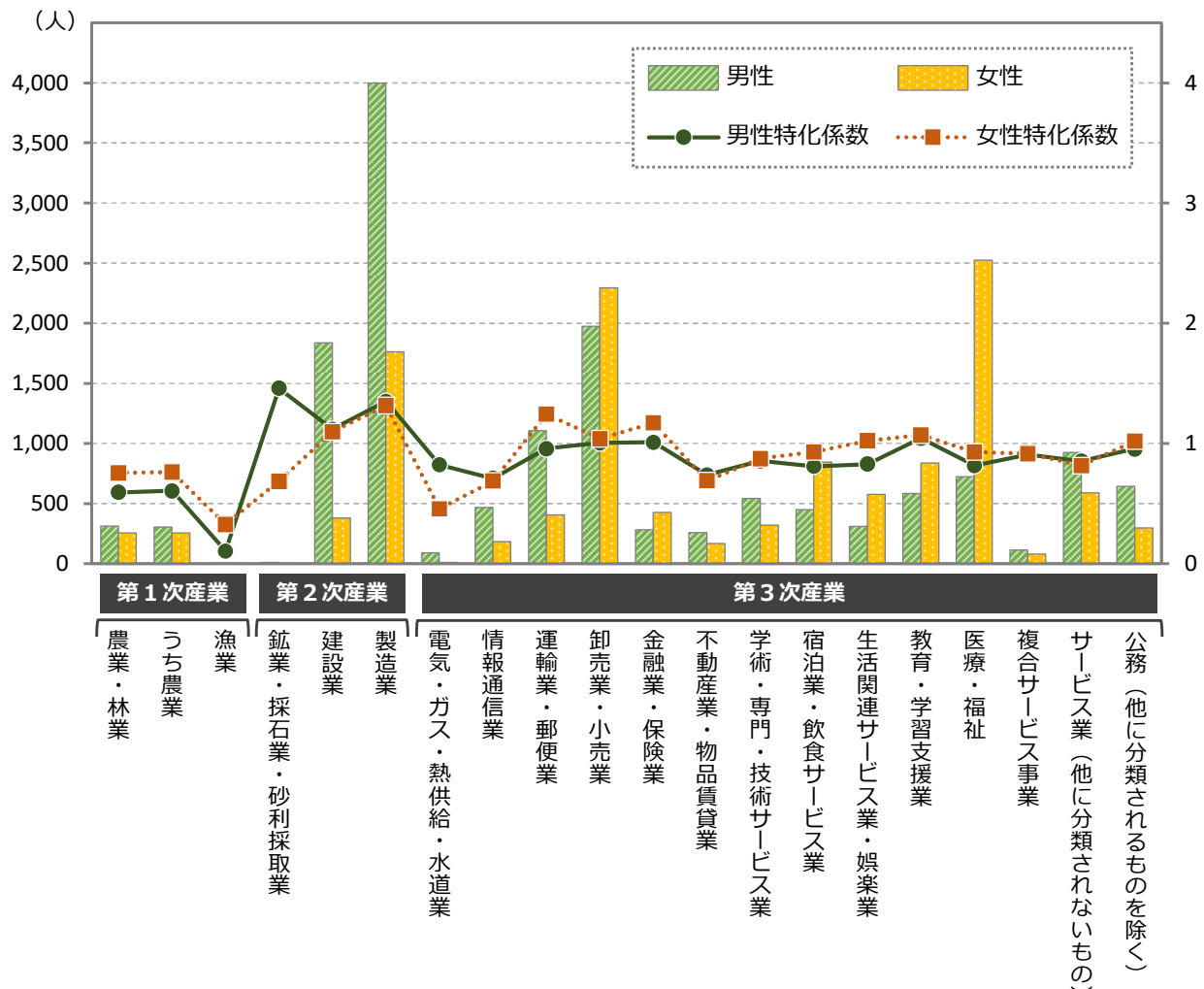
◆産業別就業人口◆



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆男女別産業人口◆



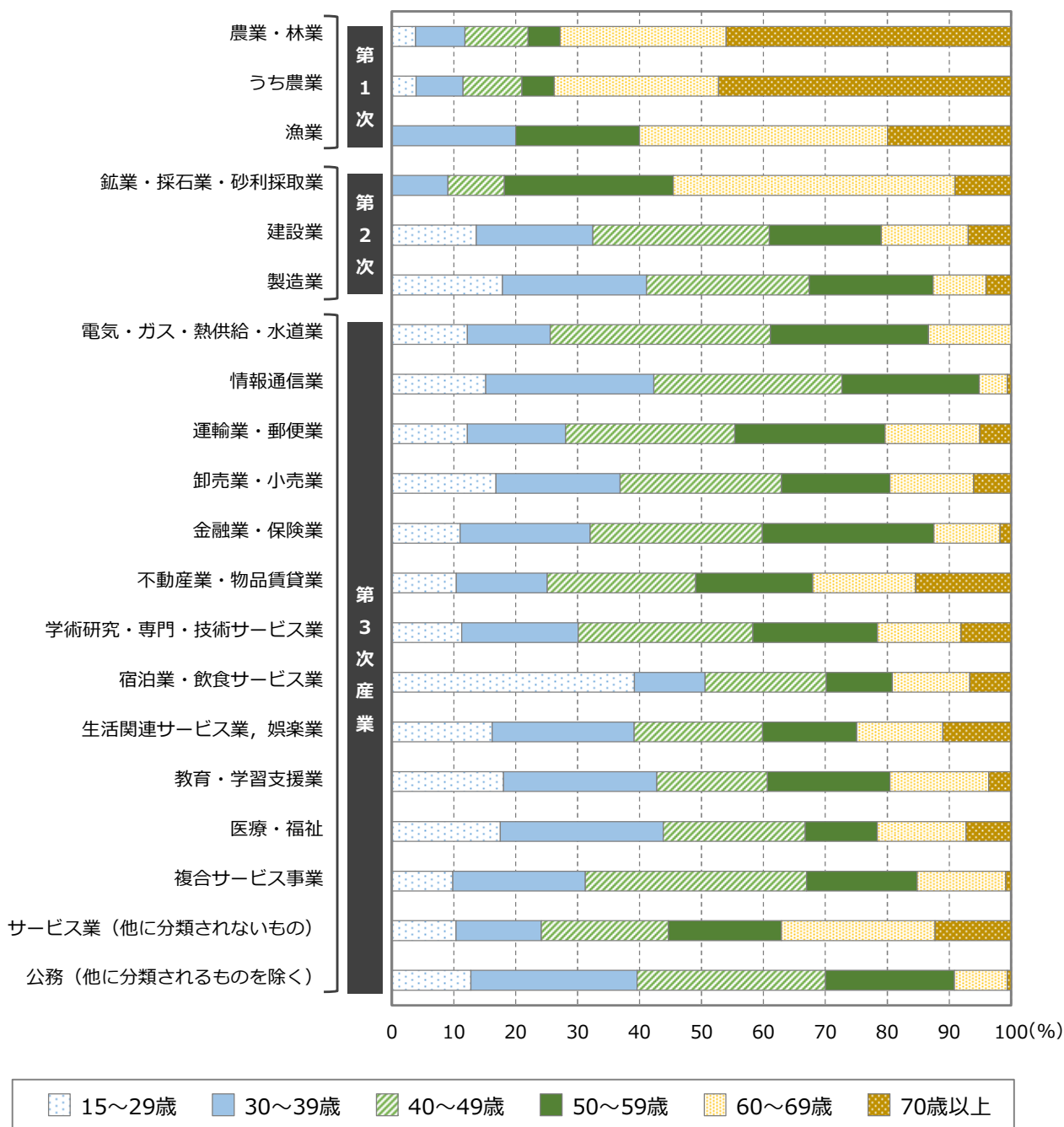
資料：国勢調査（総務省）※令和2年

※特化係数とは？

「市のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、市の強み・弱みを見るときに用いる。特化係数が1を上回ると強く1を下回ると弱いと判定する。

年齢階級別の産業人口割合（男性）を見ると、40 歳未満では、「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援業」、40～60 歳未満では、「金融業・保険業」、「複合サービス事業」、「情報通信業」、60 歳以上では、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業・採石業・砂利採取業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の割合がそれぞれ高くなっています。

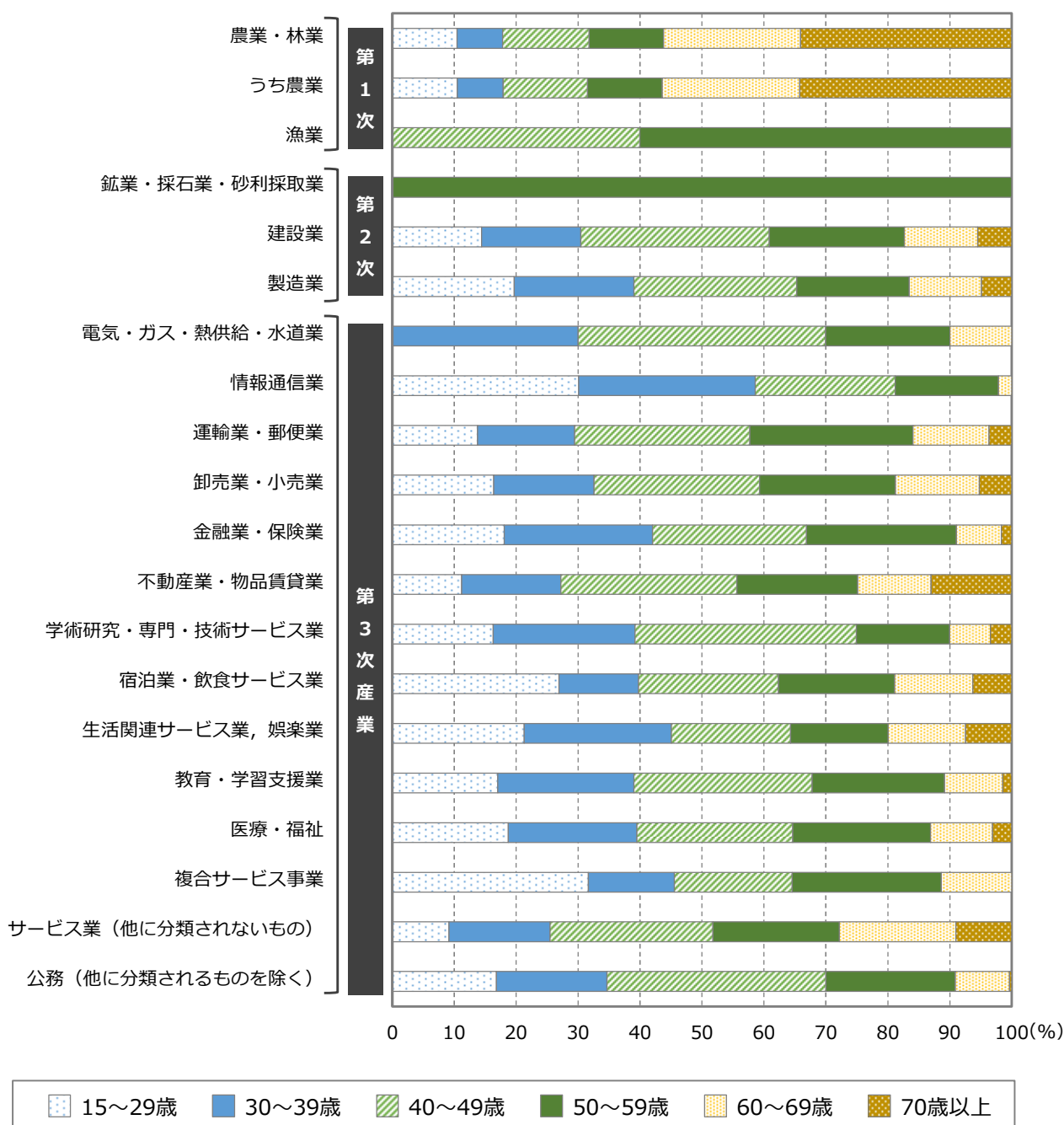
◆男女別年齢階級別産業人口割合（男性）◆



資料：国勢調査（総務省）※令和2年

年齢階級別の産業人口割合（女性）を見ると、40 歳未満では、「情報通信業」、「複合サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、40～60 歳未満では、「鉱業・採石業・砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、60 歳以上では、「農業・林業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「不動産業・物品賃貸業」の割合がそれぞれ高くなっています。

◆男女別年齢階級別産業人口割合（女性）◆



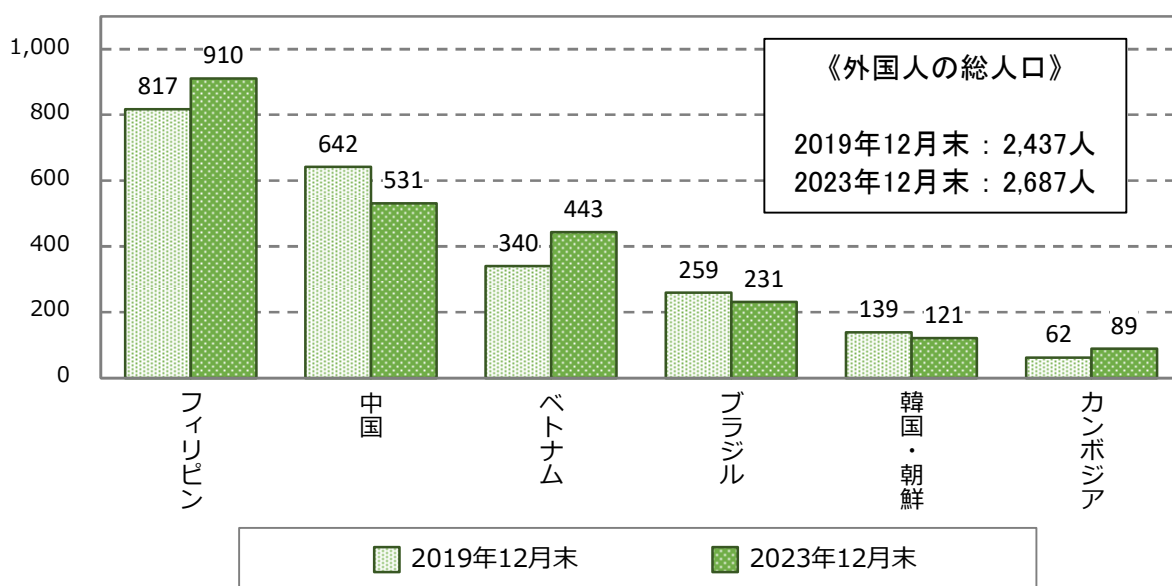
資料：国勢調査（総務省）※令和 2 年

4. 外国人の人口動向

本市における外国人の総人口を見ると、令和元（2019）年12月末時点では2,437人でしたが、令和5（2023）年12月末では2,687人となっており、国籍では、フィリピン、ベトナムのかたの増加が顕著となっています。なお、市の総人口に占める外国人人口の割合は、令和6年1月当初で4.8%となっています。

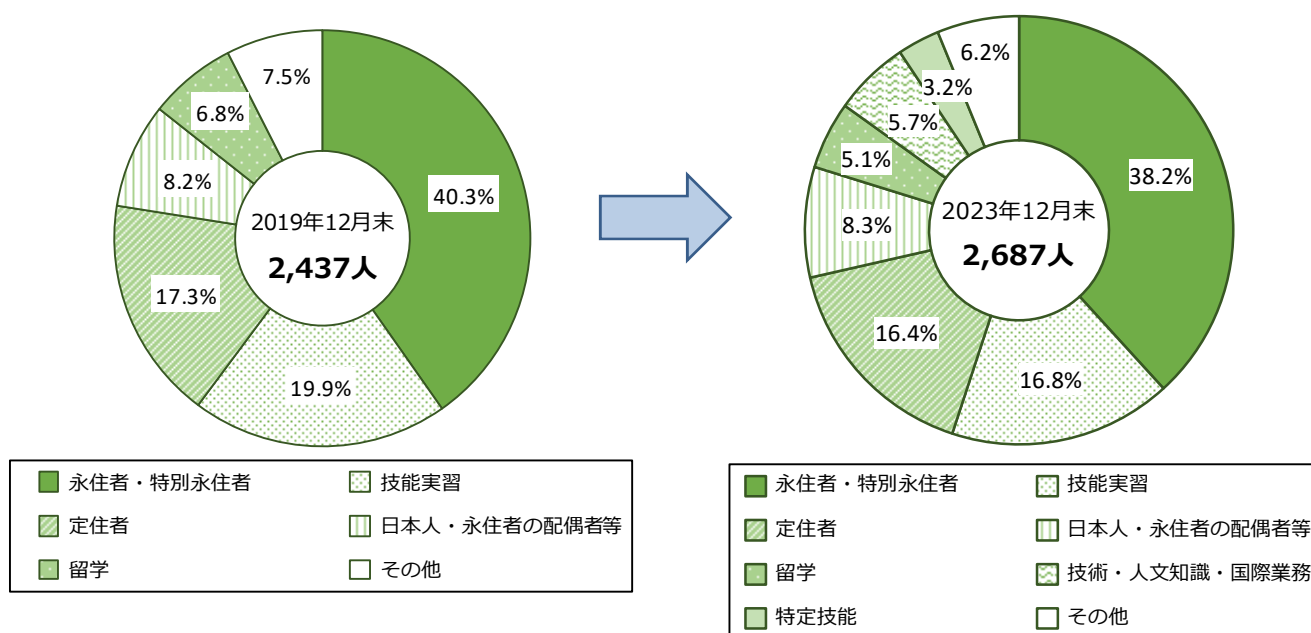
在留資格の内訳を見ると、「永住者・特別永住者」の割合が最も高く、次いで、「技能実習」、「定住者」の順となっており、令和元（2019）年から令和5（2023）年を比較しても、その傾向については変わらない状況です。

◆外国人の人口（総人口及び上位6カ国）◆



資料：住民基本台帳

◆在留資格の内訳（2019年⇒2023年）◆



資料：住民基本台帳

5. 現状分析のまとめ

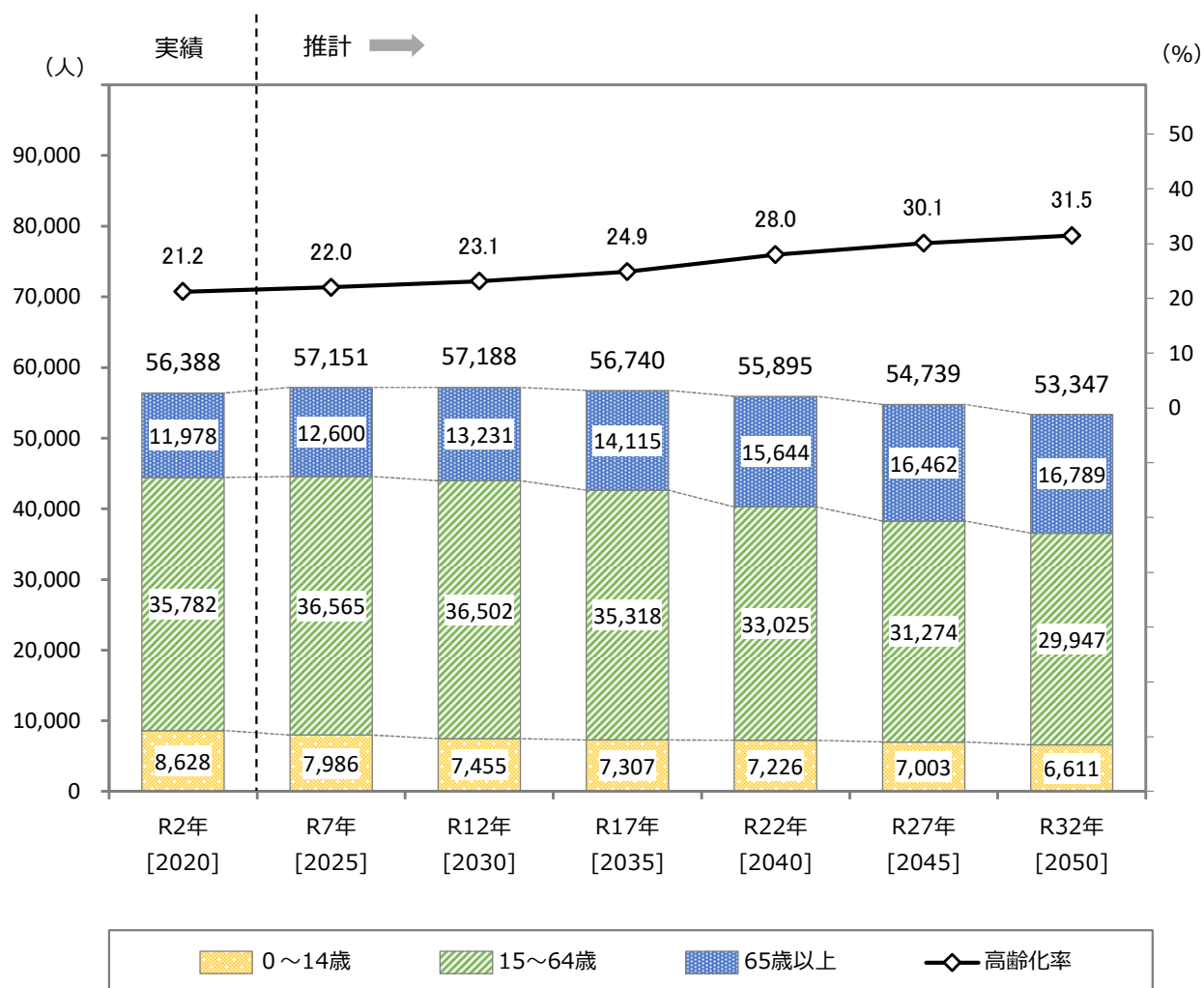
- 本市の総人口は増加傾向にありますが、少子高齢化は進みつつあります。消滅可能性自治体を報告している民間の有識者グループ「人口戦略会議」の分析によると、人口減に向かう大きな要因として自然減と社会減がありますが、本市は自然減対策にもっと取り組むべきという方向性を提示しています。このため、若者の結婚や出産等の希望を叶える環境づくりを進めるとともに、少子化対策及び人口増加対策として、子ども・子育て支援施策や子ども・若者の移住・定住施策を一層強化していくことが必要です。
- 自然増減については、現在は出生数が死亡数を上回って推移しているものの、高齢化による死亡数の増加により、自然増は減少傾向にあります。
- 社会増減は概ね転入数が転出数を上回る社会増で推移しており、年齢階層別で見ると、近年は特に 15～34 歳の転入超過が見られます。転入超過の要因として「結婚・離婚・縁組」が多くを占めていることや、「住宅事情」も転入超過の要因となり得ることから、このような点を踏まえて更に人口増に結びつく施策展開を行うことで、総人口の増加につなげていくことが必要です。また、本市では「職業上」の理由とした転出が多い傾向にあります。「職業上」には就職・転職・転勤等の理由が含まれますが、市内における働く場の創出を行うことで転出を抑えることができる可能性があります。
- 出生率は国や県と比べて高く、有配偶率も子育て世代である 25～44 歳において高い割合となっています。引き続き、子育て支援に関する施策の更なる充実と、子どもを生み育てやすい住環境の整備により、出生数の維持・増加に努めることが必要です。
- 就業人口は、第3次産業が7割弱、第2次産業が3割程度となっており、第1次産業はわずかとなっています。一方、通勤・通学の状況から、特に岐阜市、大垣市、本巣市等の近隣都市とのつながりが強く、都市近郊のベッドタウンの要素も伺える状況です。このため、近隣都市部へのアクセスを一層向上させるとともに、市内における働く場の創出や地場産業の育成支援を行い、就労環境を充実させることで、市民が住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。
- 外国人の人口は増加傾向にあるため、市民や企業に対する多種多様な国籍や文化・風習への理解と、就労や生活環境への配慮、行政サービスや様々な支援を提供する際の適切な配慮等が求められる状況です。

第3章 人口の将来展望

1. 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、令和2（2020）年の国勢調査を基に、令和32（2050）年までの5年ごと30年間について、人口推計を実施した結果によると、本市の総人口は令和12（2030）年をピークに減少に転じて、それ以降は減少が続くとともに、少子高齢化が進んでいく予測となっています。

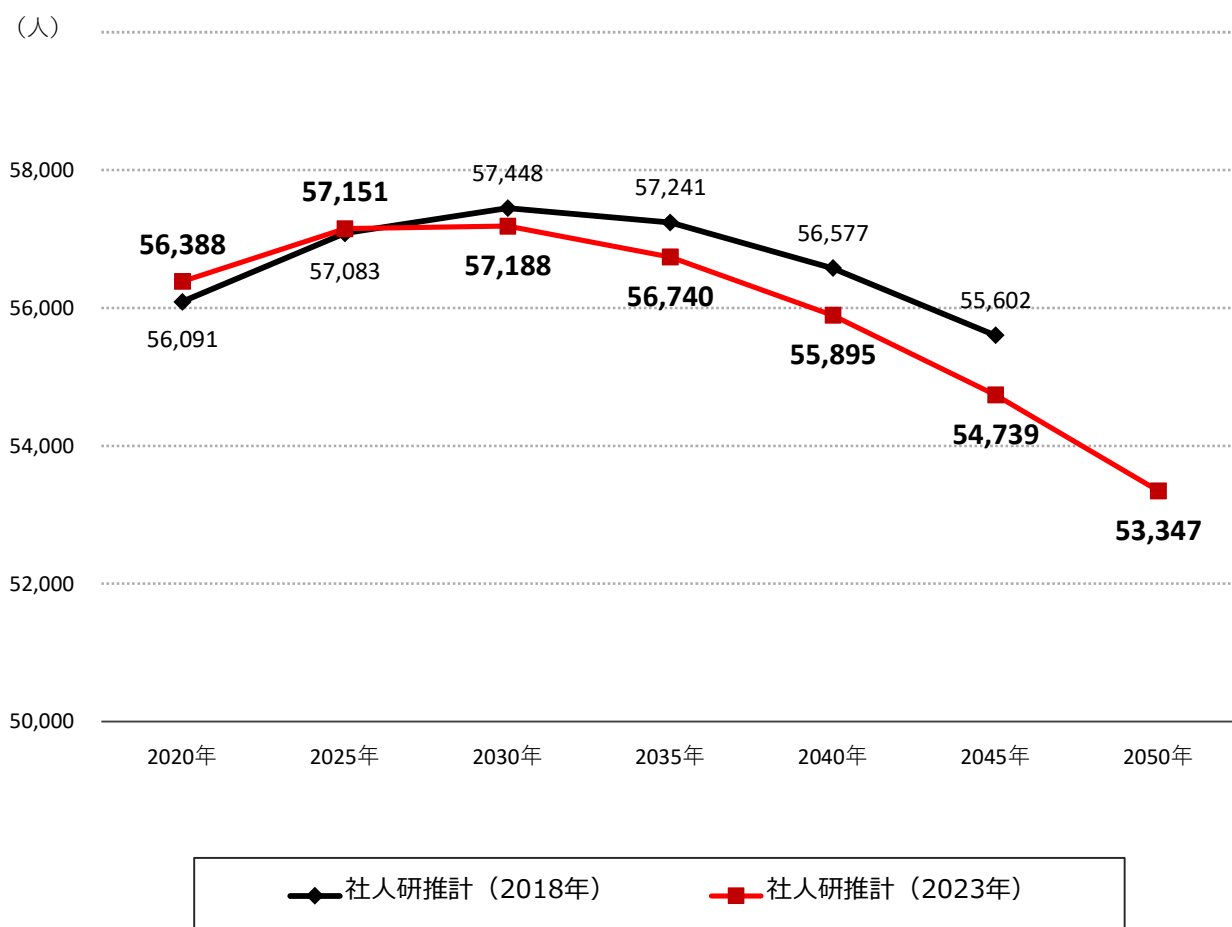
◆瑞穂市の人口推計（社人研）◆



資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

前計画策定時の社人研推計（平成 30（2018）年推計）と比較すると、今回の社人研推計（令和 5（2023）年推計）は、令和 12（2030）年以降、人口減少が加速する推計となっています。

◆社人研推計の比較（2018 年・2023 年）◆



(単位：人)

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
社人研推計（2018 年）	56,091	57,083	57,448	57,241	56,577	55,602	—
社人研推計（2023 年）	56,388	57,151	57,188	56,740	55,895	54,739	53,347
差（2023 年-2018 年）	+297	+68	△260	△501	△682	△863	—

(注) 社人研推計（平成 30（2018）年推計）は、2020～2045 年までの推計値を公表。また、社人研推計（令和 5（2023）年推計）は、2025～2050 年までの推計値を公表。なお、社人研推計には外国人人口が含まれる。

前計画策定時の社人研推計（平成 30（2018）年推計）と比べて、今回の社人研推計（令和 5（2023）年推計）における令和 27（2045）年時点の推計値は、△863 人となっています。この結果を踏まえて、本計画における将来人口シミュレーション及び人口の将来展望の設定を行っていく必要があります。

◆国立社会保障・人口問題研究所（社人研）とは？

昭和 14（1939）年に設立された厚生省人口問題研究所と昭和 40（1965）年に設置された社会保障研究所が、平成 8（1996）年に統合して設立された機関です。人口・社会保障に関する根拠データを収集・把握し、その分析を通して、人々の生活を支える政策形成に資する基盤を提供することを目的としています。

（参考）国立社会保障・人口問題研究所による人口推計の概要

令和 2（2020）年の国勢調査（10 月 1 日現在）を基準とし、コーホート要因法を用いて推計を実施した。コーホート要因法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率等の仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。このたびの推計に関するコーホート要因法では、以下に示す出生・死亡・移動に関する仮定値を市町村別に算出した上で、将来人口を算出した。

■出生に関する仮定

平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年、令和 2（2020）年の 4 時点における市区町村別の子ども女性比（20 歳～44 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）の全国に対する相対的較差（比）を算出した。そのうえで、原則として平成 17（2005）～令和 2（2020）年の較差の傾向が令和 7（2025）年まで続くと仮定して、直線的に延長することにより令和 7（2025）年の市区町村別の較差を設定し、その後令和 7（2025）～令和 32（2050）年までは一定と仮定した。このように設定した市区町村別の子ども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和 7（2025）～令和 32（2050）年の男女・5 歳階級別人口による将来の子ども女性比に乗じて得た市区町村別の子ども女性比を仮定値とした。

■死亡に関する仮定

原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 27（2015）年→令和 2（2020）年の生残率の比から算出される生残率を、都道府県内の市町村に対して一律に適用した。

60～64 歳→65～69 歳以上では、各市町村の平成 12（2000）年→令和 2（2020）年の生残率を計算した上で、これら算出された生残率の相対的較差を令和 32（2050）年の期間まで一定と仮定し、上述の 55～59 歳→60～64 歳以下と同じ方法で設定した都道府県別の将来の生残率を用いて、市区町村別の将来の生残率を設定した。

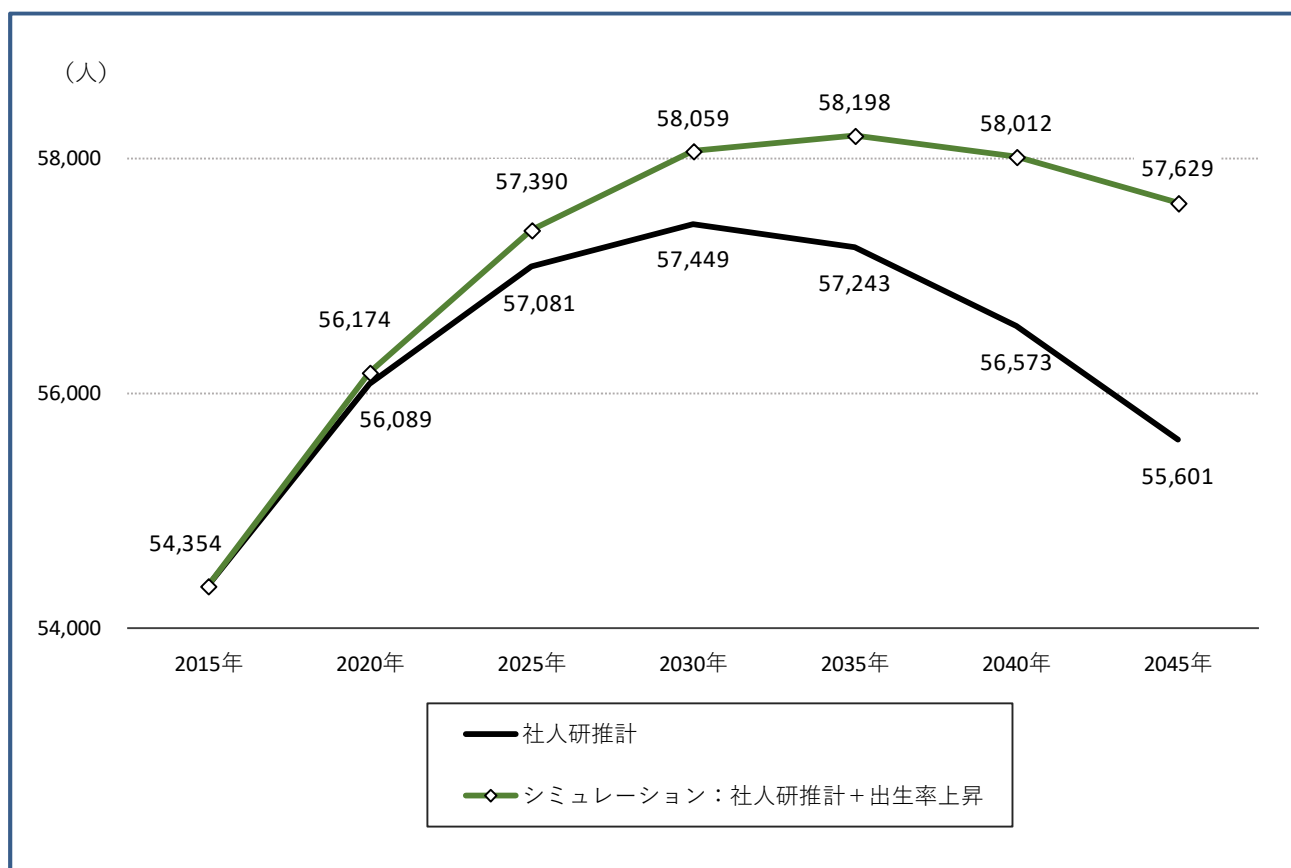
■移動に関する仮定

原則として、2005 年→2010 年、2010 年→2015 年、2015 年→2020 年の 3 期にわたる国勢調査に基づいて算出された地域別の平均的な人口移動傾向が、令和 32（2050）年まで継続すると仮定した。また、男女・年齢別転出率については、上述の 3 期の平均的な値を令和 32（2050）年まで一定として仮定値を設定した。

2. 前計画における将来人口シミュレーション

前計画では、市が取り組む施策の効果により出生率が上昇することを踏まえて、以下のシミュレーションを行いました。その結果、令和 27（2045）年の総人口は 57,629 人と推計するとともに、社人研推計と比べて、2,028 人の人口減少を抑制する効果を見込んでいます。

◆前計画（第2期）における将来人口シミュレーション◆



※前計画のシミュレーションは、社人研準拠（平成 30（2018）年推計）をベースに、合計特殊出生率の上昇を次の表のとおり設定した推計となっています。

※前計画のシミュレーションでは、平成 27（2015）年は国勢調査に基づく実績値、令和 2（2020）年以降は推計値となります。

《前計画の合計特殊出生率の設定値》

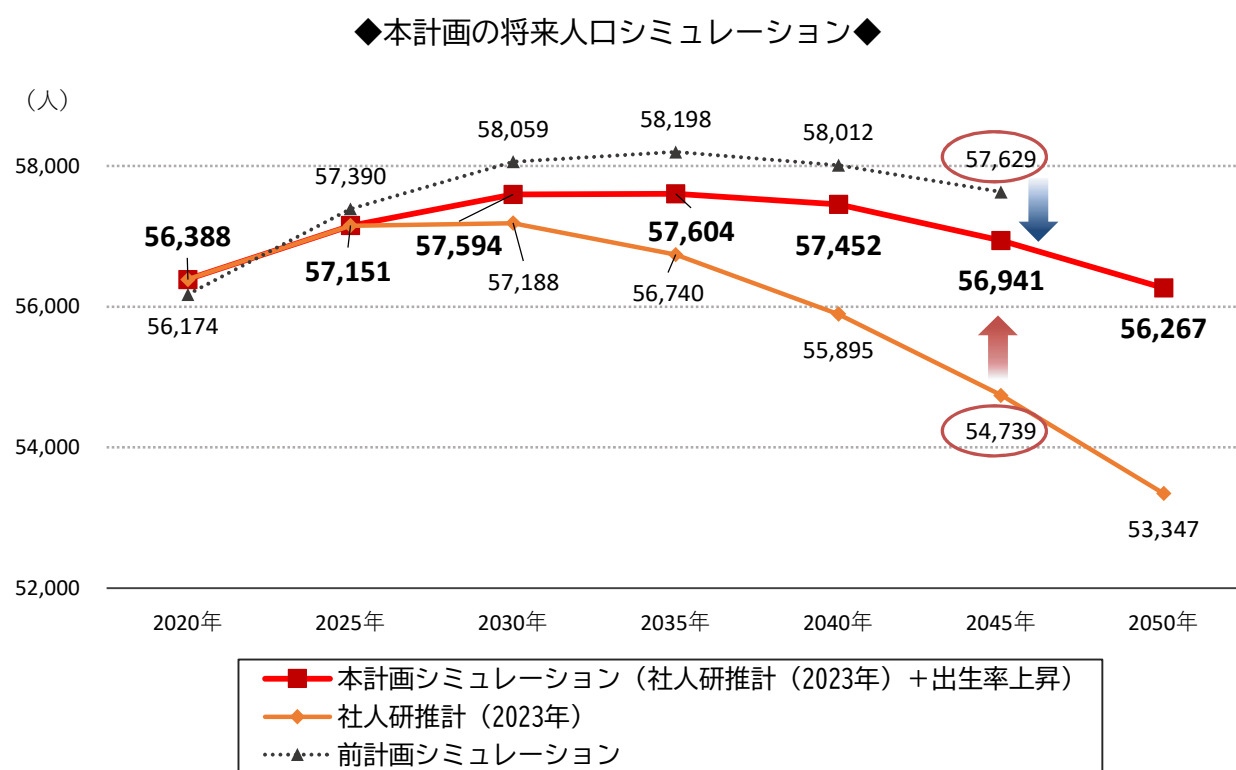
	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
社人研推計（2018 年）	1.71	1.82	1.80	1.80	1.82	1.82	1.82
前計画シミュレーション	1.71	1.75	1.80	1.85	1.90	2.00	2.07

3. 本計画における将来人口シミュレーション

先に社人研推計及び前計画の推計を見ましたが、本計画における将来人口シミュレーションを実施する際、次の点を考慮しました。

- ① 社人研推計より出生に関する仮定値が上昇することを見込む。なお、仮定値の設定は、「岐阜県人口ビジョン」に示されている「合計特殊出生率を2030年に1.8、2040年に2.07へ上昇させる」ことを踏まえる。（本市が取り組む施策の効果により、合計特殊出生率の上昇を見込む）
- ② 社人研推計について、令和5（2023）年推計は平成30（2018）年推計と比べて、令和12（2030）年以降の減少曲線の傾きが大きいいため、前計画より目標値を下げる。

上記を考慮したうえで、国が提供するワークシートを用いて、次の通り、将来人口のシミュレーションを行いました。その結果、令和27（2045）年において、前計画より目標値は下がりますが、社人研推計（令和5（2023）年推計）より2,202人の人口増を見込むことができます。



※前計画においては令和27（2045）年までの推計の実施となります。

※「本計画シミュレーション」及び「社人研推計（2023）年」について、令和2（2020）年は国勢調査に基づく実績値、令和7（2025）年以降は推計値となります。

《合計特殊出生率の設定値》

	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
社人研推計（2023 年）	1.51	1.55	1.59	1.60	1.60	1.61
本計画シミュレーション	1.51	1.80	1.90	2.07	2.07	2.07

※社人研統計欄の合計特殊出生率は社人研が独自で設定した数値。

4. 人口の将来展望の設定

これまでに見た本市の現状や各種人口推計結果等を勘案した結果、「3. 本計画における将来人口シミュレーション」における「本計画シミュレーション」を、本市の将来人口と設定した上で、次のとおり、本計画における人口の将来展望を設定します。

人口の将来展望の設定

- ◆ 子育て支援の充実や若者世代の定住促進、地域産業の活性化等に寄与する様々な施策を展開することにより、人口ビジョン対象期間の最終年である令和 32 (2050) 年の人口を 56,000 人以上と展望する。

上記、人口の将来展望を反映した人口推計は以下の通りです。

